

▼ 令和3年度における再任用職員の勤務条件等

(令和3年4月1日現在)

区分		内容等								
任用	職	常時勤務職員(地方公務員法第28条の4) 〈フルタイム勤務〉		短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5) ※小中学校の場合を例示						
	対象者	◇定年退職者 ◇定年前退職者のうち、勤続期間25年以上かつ退職から再任用までの期間が5年以内の者(定年年齢に達した者に限る。)								
	採用方法	◇勤務実績等に基づく選考を行う。 ◇「地方公務員の雇用と年金の接続について」(H25.3.29 総務副大臣通知)の趣旨に沿って、再任用するものとする。								
	任用	◇任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間 ◇65歳に達する日の属する年度末までが限度								
	職務内容	◇一般の職員と同様の業務に従事する ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定		◇原則、一般の職員と同様の業務に従事する。教員については限定した業務に従事 ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定						
勤務/休暇	勤務時間	◇週38時間45分(一般の常時勤務職員と同じ。)		週31時間 (週4日)	週30時間 (週5日)	週24時間 (週4日)	週23時間15分 (週3日)	週18時間 (週3日)	週15時間30分 (週2日)	
	1日の勤務時間	◇7時間45分		7時間45分	6時間	6時間	7時間45分	6時間	7時間45分	
	休暇	◇一般の常時勤務職員と同様。(年次有給休暇の年間(9月1日～翌年8月31日)の付与日数は、20日) ◇年次有給休暇については、定年退職時の残日数が、引き続き再任用された年に引き継がれる。 また、8月31日時点の残日数が、年間の付与日数(フルタイム勤務職員の場合は20日)を限度として、翌休暇年度に繰り越される。		◇一般の常時勤務職員と同様。年次有給休暇の年間の付与日数は、勤務形態により比例 按分。このほか勤務形態により比例按分する特別休暇(夏期特別休暇など)がある。						
給	給料月額	◇従事する職の職務の級に応じた給料月額が支給される。 ◇フルタイム勤務職員の給料月額は次表のとおりで、短時間勤務職員の給料月額は次表に38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額(勤務時間による比例按分)となる。(例えば、小学校教諭であれば、275,900円×(30時間/38時間45分)=213,600円)								
		適用給料表	1級 (実習助手等)	2級 (教諭等)	特2級 (主幹・指導教諭)	3級 (副校長、教頭)	4級 (校長)	5級	6級	
		小中学校等教育職	—	275,900円	303,600円	338,000円	413,400円			
		高等学校等教育職	235,400円	279,300円	308,700円	345,100円	423,800円			
		行政職<学校事務職員等>	187,000円	214,700円		259,100円	279,400円	295,000円	321,000円	
	医療職(二)<学校栄養職員>	188,000円	214,800円		247,200円	260,800円	287,100円	329,000円		
	技能職	192,900円	204,200円		226,400円	—				
与	手当等	◇支給される手当等 ○給料の調整額 ○管理職手当 ○地域手当 ○定時制通信教育手当 ○産業教育手当 ○特殊勤務手当 ○時間外勤務手当 ○休日勤務手当 ○夜間勤務手当 ○宿日直手当 ○管理職員特別勤務手当 ○通勤手当 ○単身赴任手当 ○期末手当 ○勤勉手当 ○義務教育等教員特別手当 ○教職調整額 (※短時間勤務職員の手当額については、1週間当たりの勤務時間や勤務の態様を考慮した額となる。) (※通勤手当・単身赴任手当については、年度初めに届けの提出が必要となる場合がある。)								
		◇支給されない手当等 ○生活関連手当(扶養手当、住居手当) ○人材確保の観点から設けられている手当(初任給調整手当、特勤手当(準ずる手当を含む。)、へき手当(準ずる手当を含む。)) ○退職手当								
	期末・勤勉手当	◇年2.17月分(成績標準者の場合)が支給 ◇期末手当:年間1.375月分、6月=0.687月分、12月=0.688月分 ◇勤勉手当:年間0.795月分、6月=0.397月分、12月=0.398月分		◇支給割合は、フルタイム勤務職員と同じ。勤務時間による比例按分した給料の月額を基礎として算定						
服務能力	服務	◇一般の常時勤務職員と同様。								
	能率	◇ " (人事評価、職員研修、定期健康診断など)								
	分限・懲戒	◇ " (地方公務員災害補償基金適用)								
社会保険等	雇用保険	◇適用		◇1週間の勤務時間が20時間以上の場合に適用						
	医療保険	◇共済組合員となる。		◇1週間の勤務時間が20時間以上①、②、③、④の場合、健康保険(協会けんぽ)の適用 ※共済組合員にはなりません。				◇1週間の勤務時間が20時間未満⑤、⑥の場合、次のいずれかになる。 1. 国民健康保険 2. 共済組合(任意継続) (退職日の前日まで引き続いて1年以上、共済組合員であること。加入できる期間は2年間)		
	適用年金制度	◇共済組合員となる。(公務員共済組合が実施する年金制度に加入)		◇厚生労働大臣が実施する年金制度に加入				◇公的年金制度未加入		
		◇一定以上の収入がある場合、年金の一部または全部が支給停止となります。 ◇再任用職員の期間については、該当する年金制度の年金額の計算に含めます。 ◇公務員共済組合から支給される年金の支給開始年齢は65歳です。								◇年金は全額支給
	互助会	◇定年退職前に退職互助部加入している者は、特別会員になることができる。								

(注)給与、休暇等については、令和3年4月1日現在のものであり、今後、改定等が行われることがある。